

別紙 東相制第00-175号及び西相制第118号の補正内容

旧																
<p>第10章 料金等 (手続費の支払義務) 第68条 協定事業者は、次の各号の場合には料金表第2表第2 (手続費) に規定する手続費の支払いを要します。 (略)</p>																
<p>料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="3">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4"> </td> </tr> </tbody> </table>				区 分	内 容											
区 分	内 容															
<p>2 料金額 2 - 1 端末回線伝送機能 2 - 1 - 1 基本額 2 - 1 - 1 - 1 基本料</p> <p style="text-align: right;">1 回線ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>料金額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(4) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第1 - 2 欄で接続する場合)</td> <td>端 末 回 線 に よ り 伝 送 を 行 う 機 能</td> <td>ア 当社の局内スプリッタを利用する場合</td> <td>627円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">イ 当社の局内スプリッタを利用しない場合</td> <td>(ア) (イ) 以外の場合</td> <td>2,244円</td> </tr> <tr> <td>(イ) 電話重畳する場合</td> <td>410円</td> </tr> </tbody> </table>				区 分		料金額	備 考	(4) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第1 - 2 欄で接続する場合)	端 末 回 線 に よ り 伝 送 を 行 う 機 能	ア 当社の局内スプリッタを利用する場合	627円	イ 当社の局内スプリッタを利用しない場合	(ア) (イ) 以外の場合	2,244円	(イ) 電話重畳する場合	410円
区 分		料金額	備 考													
(4) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第1 - 2 欄で接続する場合)	端 末 回 線 に よ り 伝 送 を 行 う 機 能	ア 当社の局内スプリッタを利用する場合	627円													
	イ 当社の局内スプリッタを利用しない場合	(ア) (イ) 以外の場合	2,244円													
		(イ) 電話重畳する場合	410円													

新																
<p>第10章 料金等 (手続費の支払義務) 第68条 協定事業者は、次の各号の場合には料金表第2表第2 (手続費) に規定する手続費の支払いを要します。 <u>(13) その協定事業者がDSL回線 (料金表第1表第1 (網使用料) 2 - 1 端末回線伝送機能 2 - 1 - 1 基本額 2 - 1 - 1 - 1 基本料表中第4欄の機能に限り。) の設置の申込みの承諾を受けたとき。</u></p>																
<p>料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="3">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(23) DSL回線管理機能に係る料金の適用</u></td> <td colspan="3"><u>DSL回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、2 - 1 端末回線伝送機能 2 - 1 - 1 - 1 基本料表中第4欄の機能を利用する場合に適用します。この場合において、1請求書の単位は、DSL回線80回線までのものをいい、80回線を超える場合は、超えた回線数80回線毎に1請求書とします。</u></td> </tr> <tr> <td><u>(24) DSL回線故障対応機能に係る料金の適用</u></td> <td colspan="3"><u>DSL回線故障対応機能に係る料金については、協定事業者が、2 - 1 端末回線伝送機能 2 - 1 - 1 - 1 基本料表中第4欄ア欄又はイ(イ)欄の機能を利用する場合であって、当社の電話サービスに故障がないときにおいても協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するための対応を当社に申込む場合に限り適用します。</u></td> </tr> </tbody> </table>				区 分	内 容			<u>(23) DSL回線管理機能に係る料金の適用</u>	<u>DSL回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、2 - 1 端末回線伝送機能 2 - 1 - 1 - 1 基本料表中第4欄の機能を利用する場合に適用します。この場合において、1請求書の単位は、DSL回線80回線までのものをいい、80回線を超える場合は、超えた回線数80回線毎に1請求書とします。</u>			<u>(24) DSL回線故障対応機能に係る料金の適用</u>	<u>DSL回線故障対応機能に係る料金については、協定事業者が、2 - 1 端末回線伝送機能 2 - 1 - 1 - 1 基本料表中第4欄ア欄又はイ(イ)欄の機能を利用する場合であって、当社の電話サービスに故障がないときにおいても協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するための対応を当社に申込む場合に限り適用します。</u>			
区 分	内 容															
<u>(23) DSL回線管理機能に係る料金の適用</u>	<u>DSL回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、2 - 1 端末回線伝送機能 2 - 1 - 1 - 1 基本料表中第4欄の機能を利用する場合に適用します。この場合において、1請求書の単位は、DSL回線80回線までのものをいい、80回線を超える場合は、超えた回線数80回線毎に1請求書とします。</u>															
<u>(24) DSL回線故障対応機能に係る料金の適用</u>	<u>DSL回線故障対応機能に係る料金については、協定事業者が、2 - 1 端末回線伝送機能 2 - 1 - 1 - 1 基本料表中第4欄ア欄又はイ(イ)欄の機能を利用する場合であって、当社の電話サービスに故障がないときにおいても協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するための対応を当社に申込む場合に限り適用します。</u>															
<p>2 料金額 2 - 1 端末回線伝送機能 2 - 1 - 1 基本額 2 - 1 - 1 - 1 基本料</p> <p style="text-align: right;">1 回線ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>料金額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(4) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第1 - 2 欄で接続する場合)</td> <td>端 末 回 線 に よ り 伝 送 を 行 う 機 能</td> <td>ア 当社の局内スプリッタを利用する場合</td> <td>247円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">イ 当社の局内スプリッタを利用しない場合</td> <td>(ア) (イ) 以外の場合</td> <td>1,905円</td> </tr> <tr> <td>(イ) 電話重畳する場合</td> <td>30円</td> </tr> </tbody> </table>				区 分		料金額	備 考	(4) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第1 - 2 欄で接続する場合)	端 末 回 線 に よ り 伝 送 を 行 う 機 能	ア 当社の局内スプリッタを利用する場合	247円	イ 当社の局内スプリッタを利用しない場合	(ア) (イ) 以外の場合	1,905円	(イ) 電話重畳する場合	30円
区 分		料金額	備 考													
(4) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第1 - 2 欄で接続する場合)	端 末 回 線 に よ り 伝 送 を 行 う 機 能	ア 当社の局内スプリッタを利用する場合	247円													
	イ 当社の局内スプリッタを利用しない場合	(ア) (イ) 以外の場合	1,905円													
		(イ) 電話重畳する場合	30円													

2 - 1 1 その他の機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) ~ (11)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第2表 工事費及び手続費

第2 手続費

2 手続費の額

2 - 1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考
(1) ~ (10) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 - 1 1 その他の機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) ~ (11)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(12) DSL回線 管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	157円	—
		1請求書ごとに	128円	—
(13) DSL回線 故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	41円	—

第2表 工事費及び手続費

第2 手続費

2 手続費の額

2 - 1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考
(1) ~ (10) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11) DSL回線 設置手続費	協定事業者が、DSL回線(第1表第1(網使用料)2-1端末回線伝送機能表中第4欄の機能に限ります。)を設置する場合に要する費用	1回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する契約料に相当する額	—